

業務委託仕様書

1 委託業務名

令和8年度南奥羽山系カモシカ保護地域通常調査業務

2 委託期間

契約締結日から令和9年3月19日まで

3 業務委託の目的

本調査は、南奥羽山系カモシカ保護地域とその周辺（以下「保護地域等」と記す。）における特別天然記念物カモシカ（以下「カモシカ」と記す。）の安定的な維持・管理を目的とし、その基礎資料となる生息概況や生息環境概況等を把握するための調査である。

4 委託業務の内容

(1) 調査項目及び内容

文化庁作成の「カモシカ保護管理マニュアル（改訂版）」（以下、「マニュアル」と記す。）に準拠し、保護地域等において以下の調査を実施すること。

① 聞き取り調査

別表に示す番号につき、林業、土木工事、送電線管理、スキー場、森林組合、農協等に従事する者とし、以下ア)～エ)の項目について聞き取りを行うこと。

ア) 聞き取り対象者に関する情報

イ) カモシカの目撃情報

ウ) カモシカによる食害情報

エ) 生息環境の変化（必要に応じて）

② 本調査

別表に示す調査地点において、1調査地点につき1回、以下ア)～エ)の項目について定点観察法または観察路調査により調査を実施すること。本調査の実施にあたって、調査にあたる者は、危険防止のための体制・装備を整えるとともに、登山（山岳）保険又はそれに準ずるものに加入すること。

定点観察法は、斜面を遠望し、双眼鏡でカモシカの数数を数える。観察時間は午前中3時間を原則とする。観察区域の全域を30分かけてくまなく観察することを1回とし、3時間の観察時間内に6回の観察を行うこと。場所は1調査地100haを目安とし、最低20haとする。

観察路調査は、観察経路を徒歩、バイクなどで移動し、経路上に設定した複数の観察地区をそれぞれ30分観察して、発見個体数等を記録する。観察地区は5ha～20haとする。

ア) 生息密度の変動状況及び生息数の現況

イ) 調査地点の標高、地形、植生、林齢、各植生の面積比、環境特性

ウ) 調査地点上の任意の場所における写真撮影

エ) カモシカが発見された場合の個体に関する情報

(2) 調査票の作成及び報告書の作成

(1)の結果は、マニュアルに準拠し、「調査票(様式1～6、8、10)」、「2万5千分の1地形図」に記入すること。また、調査票を整理し、報告書を作成すること。報告書は以下に示すものを作成すること。

- ・調査地点台帳(様式11)
- ・生息調査取りまとめ票(様式13)
- ・聞き取り調査取りまとめ票(様式14)

5 成果品

(1) 受託者は以下のものを成果品として、令和9年3月19日までに山形県に納めるものとする。

- ・「調査地点台帳(様式11)」「生息調査取りまとめ票(様式13)」「聞き取り調査取りまとめ票(様式14)」「2万5千分の1地形図」を綴じた『令和8年度特別天然記念物食害対策 通常調査報告書(南奥羽山系カモシカ保護地域)』を2部及び電子データ
- ・報告書の根拠資料として、「調査票(様式1～6、8、10)」を1部

(2) 報告書の仕様は、用紙サイズA4縦書きとし、左綴じで製本すること。また、電子データはDVDを2枚提出すること。

6 委託業務完了届の提出

業務を完了したときは、遅滞なく業務完了報告書を提出すること。

7 著作権

(1) 著作者人格権等の帰属

- ① 成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る同法第18条から第20条までに規定する権利(以下「著作者人格権」という。)及び同法第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)は受託者に帰属する。
- ② 成果品に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作者人格権及び著作権(著作者人格権を有しない場合にあつては、著作権)は、提供した者に帰属する。ただし、当県又は受託者が第三者より利用許諾を得ている素材が著作物に該当する場合には、当該第三者に帰属する。

(2) 著作権の譲渡

- ① 成果品が著作物に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に当県に譲渡する。
- ② 成果品の作成のために受託者が提供した成果品に係る原稿、原画、写真その他の素材が著作物に該当する場合には、当該著作物のうち、次に掲げるものの著作権

(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を当該著作物の引渡し時に当県に譲渡する。

ア) 原稿

イ) 地図、図表

ウ) 写真

- ③ 前2項に関し、次のいずれかの者に成果品及び当該成果品に係る原稿、原画、写真その他の素材の著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめ受託者とその者との書面による契約により当該著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を受託者に譲渡させるものとする。

ア) 受託者の従業員

イ) 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先又はその従業員

- ④ 第1項及び第2項の著作権の譲渡の対価は、契約金額に含まれる。

(3) 著作者人格権

① 受託者は、当県に対し、成果品及び当該成果品に係る原稿、原画、写真その他の素材(以下「成果品等」という。)が著作物に該当する場合には、著作者人格権を行使しないものとする。

② 当県は、成果品等が著作物に該当する場合において、当該成果品等の本質的な部分を損なうことが明らかな改変をすることはできない。

(4) 保証

受託者は、当県に対し、成果品等が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証するものとする。

(5) 成果品等の電子データが入った納入物の提供

① 受託者は、当県に対し、成果品等の電子データが入った納入物(DVD)を当該成果品の引渡し時に引き渡すものとする。

② 前項の規定により引き渡された納入物の作成の対価は、契約金額に含まれるものとする。

③ 第1項の成果品等の電子データが入った納入物の所有権は、当該成果品の引渡し時に当県に移転する。

8 留意事項

(1) 契約締結後、速やかに具体的なスケジュール(工程表)について、山形県と打ち合わせを行い、工程表を提出すること。

(2) 業務内容の細部については、山形県と打ち合わせをすること。

(3) 調査にあたっては、必要に応じて地元市町村・地元住民等の関係者へ調査趣旨等について説明を行うこと。また、必要に応じて管轄する森林管理署へ入林届を提出し、許可を得てから実施するものとする。

(4) 調査中にカモシカの死体を発見した場合、当該市町村の文化財担当部局に連絡を取り、指示を受けること。

(5) 調査結果及び報告書(調査結果のとりまとめ表)に関する様式1~6、8、10、11、

13、14の電子データ及び2万5千分の1地形図は、契約後に山形県から渡すものとする。

(6) 本仕様書や、契約書の範囲を越え、かつ、別途費用負担がかかる事項は個別に協議をすること。

(7) 調査地点数の変更が生じた場合、調査地点数に応じて契約変更を行うこと。

(8) CSF 拡散防止のための防疫作業の実施

調査にあたった者は、調査終了後に調査地点を離れる際には、以下の防疫対策を講じること。

- ・靴底の泥等を落としてから、霧吹きで逆性石けん液を噴霧して消毒すること。
- ・車両タイヤ及びタイヤハウスを霧吹きで逆性石けん液を噴霧して消毒すること。

別表

南奥羽山系保護地域

番号	定・観	地点番号	地点名	地図	備考
1	定点	2 1	たかのせ沢	神室山	
	観察路	2 2	神室山登山道 A	〃	
	定点	2 3	吐出沢	〃	
	観察路	2 4	神室山登山道 B	〃	
2	定点	2 5	大又沢	鬼首峠	
	定点	2 6	東の又沢	向町	
	観察路	2 7	大又沢観察路	鬼首峠	
	観察路	2 8	東の又沢観察路	向町	
3	定点	2 9	鍋倉沢	鬼首	
	定点	3 0	花立山	向町	
	観察路	3 1	鍋倉沢観察路	鬼首、鳴子、羽前赤倉	
	観察路	3 2	花立山観察路	向町	
4	定点	3 3	翁山	魚取沼	
	観察路	3 5	翁山観察路 1	〃	
	観察路	3 6	翁山観察路 2	〃	
5	定点	3 9	泥沢山	関山峠	
	定点	4 0	寒風山	〃	
	観察路	4 1	泥沢林道	関山峠、舟形山	
	観察路	4 2	木葉沢林道	〃	
6	定点	4 3	面白山 A	山寺、作並	
	定点	4 4	面白山 B	〃	
	観察路	4 5	紅葉川 A 観察路	〃	
	観察路	4 6	紅葉川 B 観察路	〃	
7	定点	4 7	笹谷峠	笹谷峠	
	定点	4 8	地藏岳	蔵王山	
	観察路	4 9	ドッコ沼―地藏岳観察路	笹谷峠	
	観察路	5 0	ユートピア―熊野観察路	蔵王山	
8	定点	5 1	蔵王沢	蔵王山	
	定点	5 2	中丸山・仙人沢	〃	
	観察路	5 3	蔵王沢観察路	〃	
	観察路	5 4	中丸山・仙人沢観察路	〃	